

ホームページ公開用

令和4年第1回

臨時会議事録

開会：令和4年7月8日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和4年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会議事録

1. 令和4年7月8日（金） 午後4時00分

1. 館山市コミュニティーセンター 1階第1集会室

1. 出席議員 8名

1番 石井敬之	2番 石井信重
3番 佐々木久之	4番 庄司朋代
5番 川上清	6番 鈴木直一
7番 鈴木辰也	8番 竹田和明

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事 長	金丸謙一	副理事 長	長谷川孝夫
理事	石井裕	理事	白石治和
会計管理者	杉田和義	消防 長	根本弘
消防本部次長	笹子幸男	消防本部総務課長	須藤和英
消防本部警防課長	川名和弘	消防本部予防課長	近藤晃
消防本部総務課長補佐	上野章吉	事務局 長	御子神亨
事務局参事兼水道事業 統合推進室長事務取扱	小高恒夫	事務局水道事業 統合推進室主幹	扇谷祐介
事務局庶務係長	森正治		

1. 出席事務局職員

議会書記長 宇山英裕 書記 野澤凱莞

1. 議事日程

令和4年7月8日 午後4時00分 開議

日程第1 議席の指定

日程第2 副議長の選挙

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案第5号 財産の取得について

閉会 午後4時22分

開会宣言

議長（鈴木辰也君）

皆さん、こんにちは。

（「こんにちは」の声あり）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、議員全員の出席をいただいております。よって、令和4年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会は、成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

議長（鈴木辰也君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議長（鈴木辰也君）

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長（鈴木辰也君）

本臨時会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長（鈴木辰也君）

この際、諸般の報告を行います。監査委員から、「令和3年度一般会計の12月から3月分と出納整理期間分」及び「令和4年度一般会計の4月分・5月分」に関する出納検査結果の報告がされております。お手元に配布の資料により、ご了承願います。

## 日程第1 議席の指定

議長（鈴木辰也君）

日程第1「議席の指定」を行います。組合規則第6条第2項の規定により、鴨川市議会選出により新たに組合議員となられました佐々木久之さんを3番に、庄司朋代さんを4番に、また、南房総市議会選出により新たに組合議員となられました川上清さんを5番に、鈴木直一さんを6番に、それぞれ指定いたします。

この際、新たな議員をご紹介いたします。ご起立いただき、一言ご挨拶をお願いします。

佐々木久之さん。

佐々木久之君

はい。皆様、こんにちは。

（「こんにちは」の声あり）

この6月に改選がございまして、鴨川市議会議長に就任をいたしました、佐々木久之でございます。この組合議会、初めて出席をさせていただいておりますけれども、いささか緊張しておりますが、しっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

（一同、拍手）

議長（鈴木辰也君）

庄司朋代さん。

庄司朋代君

はい。引き続き組合議員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（一同、拍手）

議長（鈴木辰也君）

川上清さん。

川上清君

はい。南房総市の川上です。よろしく願いいたします。

（一同、拍手）

議長（鈴木辰也君）

鈴木直一さん。

鈴木直一君

はい。南房総市議会の鈴木です。よろしくおねがいします。

（一同、拍手）

議長（鈴木辰也君）

以上で紹介を終わります。

## 日程第2 副議長の選挙

議長（鈴木辰也君）

日程第2、これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。これより指名いたします。副議長に川上清さんを指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました川上清さんを、副議長の当選人と定めますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、川上清さんが副議長に当選されました。ここで暫時休憩します。

（暫時休憩、鈴木辰也議長退場）

副議長（川上清君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長鈴木辰也さんから議長の辞職願が提出されました。お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

## 追加日程第1 議長辞職の件

副議長（川上清君）

ここで追加日程を配布させます。

（追加日程配布）

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

追加日程第1「議長辞職の件」を議題といたします。書記長に辞職願を朗

読させます。

書記長（宇山英裕君）

朗読いたします。「辞職願。この度、都合により安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和4年7月8日、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議長鈴木辰也、安房郡市広域市町村圏事務組合議会副議長川上清様。」

以上でございます。

副議長（川上清君）

お諮りします。鈴木辰也さんの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、鈴木辰也さんの議長の辞職を許可することに決定いたしました。

鈴木辰也議員の入場を求めます。

（鈴木辰也議員入場）

ただ今、議長が欠員となりました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第2 議長の選挙

副議長（川上清君）

ここで追加日程を配布させます。

（追加日程配付）

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

追加日程第2「議長の選挙の件」を議題といたします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は副議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。議長に佐々木久之さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、副議長において指名いたしました佐々木久之さんを議長の当選人と定めますことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって佐々木久之さんが議長に当選されました。

ただ今当選されました佐々木久之さんが議場におられますので、本席より告知いたします。

佐々木久之議長、ご挨拶をお願いいたします。

議長(佐々木久之君)

はい。皆様、改めましてこんにちは。

(「こんにちは」の声あり)

ただ今、議長職という大役を仰せつかりました鴨川市議会の佐々木久之でございます。これから組合議会発展のため、一生懸命頑張っておりますので、皆様方におかれましては、なお一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(一同、拍手)

副議長(川上清君)

議長の挨拶が終わりました。以上で、議員各位のご協力により、議長代理の職務を終えることができました。ありがとうございました。

ここで議長を交替したいと思います。それでは本会議を暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

### 日程第3 会議録署名議員の指名

議長(佐々木久之君)

それでは会議を再開いたします。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。5番議員、川上清さん、8番議員、竹田和明さん。以上、2名をお願いいたします。

### 日程第4 会期の決定

議長(佐々木久之君)

日程第4「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長(佐々木久之君)

この際、本臨時会の招集につき、提案理由の説明を求めます。理事長。

理事長(金丸謙一君)

理事長。

本日ここに、令和4年組合議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議をお願いすることとしましたが、議員の皆様方にはご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずもって、この度、新たに組合議員となられました方々には、よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただ今組合議会の議長、副議長に当選されました佐々木久之議長、川上清副議長には、心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。前議長の鈴木辰也議員におかれましては、今後とも組合議員として、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時議会で提案する案件は、一般議案1件です。その概要について、説明します。

議案第5号「財産の取得について」ですが、館山消防署富浦分遣所の水槽付消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

以上が議案の提案理由です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(佐々木久之君)

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第5号 財産の取得について

議長(佐々木久之君)

日程第5、議案第5号「財産の取得について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

消防長(根本弘君)

はい、消防長。



議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

議案第5号についてご説明いたします。議案は、白色の表紙1番の「第1回臨時会議案」の1ページとなります。また、黄色の表紙2番の「第1回臨時会議案説明資料」の1ページから2ページを併せてご覧ください。

議案第5号「財産の取得について」でございしますが、財産の取得の内容は、館山消防署富浦分遣所の水槽付き消防ポンプ自動車を年次計画により、更新しようとするものでございます。

この車両の購入につきまして、令和4年4月27日に制限付一般競争入札を実施いたしました結果、6者の入札があり、落札しました「神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目24番8号 こだまファンタジアビル6階 株式会社ベルリング 代表取締役 飯野壘」から取得価格5,588万円で購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長（佐々木久之君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。ご質疑のある方は、ご発言を願います。

川上清君

はい。

議長（佐々木久之君）

はい、川上清さん。

川上清君

購入予定の車両については、運転資格、例えば普通免許でもいいのか大型でなければいけないのか、その辺はどうなんですか。

消防長（根本弘君）

はい、消防長。

議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

車両が5.5トンベースのトラック車種になります。中型免許以上を取得していれば運転が可能になります。

議長（佐々木久之君）

はい、川上清さん。

川上清君

2回までということなんで、そうすると、普通免許でも運転できるということですか。

消防長（根本弘君）

はい、消防長。

議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

中型免許での運転になりますので、普通免許での運転はできません。

川上清君

もう1回質問していいですか。

議長（佐々木久之君）

はい、それでは川上清さん。

川上清君

そうすると、消防職員で中型免許取得率というのはどの程度あるのかという点と、もう1点、普通免許から中型免許、大型免許を取得しようとするときには、消防署としての補助金とかそういうものは考えているのかどうか、その点だけ聞かせてください。

消防長（根本弘君）

はい、消防長。

議長（佐々木久之君）

はい、消防長。

消防長（根本弘君）

最初に、免許取得に関しての補助金についてご説明いたします。補助金に関しては現在、行っておりません。全額、自己負担になります。

それとですね、現在の中型免許以上の取得率ですが、パーセンテージは出ていませんけども、現在276名の定員なんですけども、中型免許以上を取得している職員が200名以上はいると思います。

以上となります。

川上清君

ありがとうございました。

議長（佐々木久之君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第5号「財産の取得について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会宣言

議長（佐々木久之君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和4年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後4時22分 閉会